

## 市川市市民活動団体支援制度審査会会議録

1. 日時：平成27年8月7日（金） 14時～16時15分
2. 場所：本庁舎3階 1-2委員会室
3. 目的：平成27年度 変更審査、新制度の審査基準検討
4. 出席委員：金丸委員長、小笠原副委員長、原科委員、吉田委員、小野委員、佐藤委員、鈴木委員（7名）
5. 事務局：佐藤、佐久間、辻
6. 内容

事務局：佐久間

定刻となりました。ただいまから、平成27年度第3回市川市市民活動団体支援制度審査会を開催いたします。また、本日の会議ですが、変更内容の審査については、審査の部分を除く冒頭を公開としており、変更審査の部分は非公開となります。また、審査項目に関する部分については公開としております。会議録については、団体名を除き、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（傍聴者の確認 傍聴者なし）

それでは、まず、はじめにボランティア・NPO課長の佐藤から挨拶をさせていただきます。

事務局：佐藤

こんにちは。暑い中ご足労いただきありがとうございます。今日は、変更審査が1件です。審査の後に、1%支援制度を新しい制度にするため、9月に条例改正をする作業を進めていますので、審査の基準等について意見をいただき、審査の方針を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（途中退席）

事務局：佐久間

それでは進行を金丸会長にバトンタッチさせていただきます。よろしくお願いいたします。

金丸委員

では、次第にしたがって会議を進めてまいります。まず、今年度の届出結果について事務局から説明をお願いします。

事務局：佐久間

届出結果の概要については、配布資料1をご覧ください。

各団体の届出結果については一覧の通りです。

今年度の対象団体は、112団体。6月6日から7月13日まで届出を受付、届出数は7,587

人。うち有効届出数は 6,729 人。支援総額は 15,735,819 円。うち地域ポイントは 151,937 円。無効届出数は 858 人です。

次に 112 団体の届出の概要ですが、希望申請額に届出金額が達した団体は、(一覧表でいうと基金積立に金額の入っている団体で) 42 団体、全体の 38%。交付予定額が 30 万円を超える団体は 5 団体。1 万円に満たない団体は 1 団体でした。

報告は以上です。

金丸委員

ありがとうございました。

では、平成 27 年度の変更申請について説明をお願いします。

事務局：事務局：辻

変更申請は、団体 A から提出されました。お手元に変更の申請書と当初計画の 2 種類の書類をお配りしておりますので、ご覧ください。変更の理由は交付額が希望額を下回ったため、事業の内容を見直すというものです。

当団体の提案事業は、建物の防災減災に関する啓発活動と建物の出張無料相談ですが、出張相談の回数を減らし、11 月の市民まつりに参加し無料の相談会開催することで費用削減を図る内容となっています。出張回数 30 回を 17 回に減らし、単価も 500 円下げ、市民まつりに参加するための参加費、テント代、駐車場代等が計上されています。収支予算書は以上の内容で変更されていますのでご確認ください。また、当初の計画に出張相談会の交通費計上が漏れてしまっていたため、あわせて変更となっています。

最終的に、事業費総額 328,000 円を 240,000 円に減額した内容となっています。

以上です。

金丸委員

では、討論に移りたいと思います。変更内容について意見や質問のある方はお願いします。

原科委員

変更の内容は合理的な感じ。減らすべきは減らすということで問題ないと判断します。また、交通費が計上された点も、申請時に疑問に感じたことですので良いと思います。

小野委員

交通費の件ですが、ガソリン代の根拠付けがないといけない。また、移動するなら、今はどこでも駐車料金が必要になるので、駐車場代を入れたほうが逆に良いのではないかと。ガソリン代としては市内の事業なので、20,000 円は高すぎるのではないかと思います。

金丸委員

今まで、他の団体も含めて、交通費でガソリン代という計上はなかったのではないのでしょうか。ガソリン代で計上するなら、どのような積算をするのか決めなくてはいけないと思います。

小野委員

そもそも、交通費として、ガソリン代を認めていないのではないのでしょうか。(申請ガイドブック確認)

事務局：佐久間

「講師、出演者、会員、無償のボランティアの交通費」としており、ガソリン代には触れていません。

吉田委員

当社では、公共交通機関の利用を基本にしていますが、どうしても車でしか行けない場合、1 km あたりのガソリン代を決めていたりしますが、ただ、今回は精算の際に領収書の添付が必要ですので、個人の使用と切り分けて事業で使用した分だけの領収書をどのように出してもらうかも問題です。

佐藤委員

会社でも便宜的にそのように計算する場合はあると思いますが、税金を使っているので、それでは、第三者に対する証明ができない。市民も納得できないのではないのでしょうか。

金丸委員

結論として、交通費として 23,000 円を計上することは認めるが、手段としては公共交通機関を使うことを団体に伝え、実績報告の際は、公共交通機関を利用した金額で清算することとします。では、変更審査については以上 1 件で終了いたします。ここから会議を公開します。

(傍聴者確認 傍聴者なし)

では、引き続き新しい制度の審査基準の検討に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：佐久間

7月1日の審査会でいただいた質問をまとめ、市がどのような対応を考えているかご説明します。(配布資料3)

(1) 団体要件に関する審査項目のうち、団体の構成員に関し「市内在住、在勤、在学で、5人以上の構成員を有する必要があるのではないか」というご指摘を受けた点については、

「団体構成員が5人以上いること」としたいと考えています。これは、NPO 法人設立の条件が、役員として3人以上の理事と1人以上の監事がいることを参考に、この補助金の対象はNPO 法人のみを対象とするものではありませんが、団体の構成員の目安として代表者を加えた5人以上を、最小の構成員数と考えることとしました。

また、市内在住、在勤、在学の条件については、別途、団体は市内に事務所を有し、市内において活動することを要件としていることから、団体の構成員まで市内在住であることを求める必要はないと考えます。

金丸委員

配布資料3には6つの項目がありますが、1つ1つ検討していきたいと思います。事務局から説明のあった(1)の点についてご意見がある方はお願いします。

小野委員

審査をされていて気になるのは、役員のうち市内在住者が1人しかいないとうケースです。1%支援制度の時はよいが、今後は、市の補助金になるので、縛りが無いといけないのではないかと思いました。役員の8割以上が市外の人である団体に、市川市の補助金を出すというのが私はしっくりこないです。

事務局：佐久間

事業に対する補助金なので、市内に受益者がいれば、市外に住む方が行うものであってもかまわないということです。

吉田委員

私は違和感ないです。最終的に市民に裨益<sup>ひえき</sup>するのであれば、他の市の人が市川市の市民のために活動する場合も問題ないと思います。構成員を市内に限定した場合、市川市での活動が素晴らしく活動が市外にも広がった時に、市外から入会希望があっても、補助金をとるのか、ボランティアとして参加してくれる人を取るのか、という問題にもなりかねないと思います。

小野委員

受益者のことを考えるというのであれば、もっともかなと思うので良いです。

金丸委員

考え方の違いですね。排除の方向か、広げる方向か、にも係りますね。では、団体構成員については、事務局の提案通りで良いとします。では、2点目についての説明をお願いします。

事務局：佐久間

2点目は事業要件に関する事項です。事業の妥当性に関し、団体を構成する者のみを対象としないこと。セミナー、相談会等の開催時に一定数の市民の受益者が見込まれること、などの条件から、障害者及び高齢者の福祉増進を目的とする事業を除くとした部分について、他の分野も検討した方が良いのでは、との意見があったことについては、「その他市長が認める場合は除く」等の表現とし、限定列举とならないようにする予定です。

原科委員

2つ書いておいて、その他市長が・・・のほうが、意図するイメージが伝わりやすいのではないのでしょうか。

吉田委員

その他市長が認めるものだけでは、何を言っているのがわからないので、例示があったほうが良いと思います。

佐藤委員

例示があったほうがよい。限定的にしない、ということであれば、「・・・等」を付けても良いのではないか。

原科委員

「・・・および、その他市長が認めるもの」とすれば、それに類したものと分かるのではないか。

事務局：佐久間

「例示を残して、その他市長が認めるもの」という表現を法務課と相談します。

金丸委員

では、その方向で再検討をお願いします。引き続き3点目の説明をお願いします。

事務局：佐久間

3点目は、対象団体から公益法人等を除くとした点です。公益法人等は、実態としてNPO法人と変わらない活動をしている団体もあり、対象団体の範囲について検討した方が良いのではないかとのご意見をいただいた点については、団体要件、事業要件に合致するかどうかで、補助対象に該当するかどうかを判断できる表現とし、自治会、商店会、公益法人等の限定列举とならないように考えます。公益法人が申請をした場合は、団体要件で外すのではなく、事業内容まで検討した上で判断したいと考えます。

原科委員

自治会、町会、商店会は自動的に外しますか。

事務局：佐久間

「社会貢献活動を50%以上する団体」を公益性があるとみとめ、団体要件とするので、地域を限定した活動をする自治会などは対象とはしないと考えています。

小笠原委員

公益性がないからという理由で自治会を外すのは理解できない。現在の1%では申請しているのではないですか。

事務局：佐久間

自治会単独ではなく、自治会が地域を越えて事業を行う場合に、実行委員会を立ち上げていただいている場合は対象としています。

金丸委員

初めての申請の時には、だいたいは事前に相談があるのですよね。

事務局：佐久間

はい、相談をいただき、このような組織のほうが良いというアドバイスはしますので、いきなり申請が出て補助対象にはならないということはないと思われます。

原科委員

自治会、町会は、互助会的な組織なので、外したほうがよいと思います。

吉田委員

自治会、町会が自分たちの地域だけでやる場合は、受益者が限定的なのでこの制度にはそぐわない。自治会、町会が母体であっても、そのエリアを越え、地域を越えた課題を解決するために実行委員会などを組織して行う事業は対象ということですね。

小笠原委員

自治会、町会、商店会は構成員が限定されるが、公益法人は構成員の限定をしないので、構成員の点で並列に列挙できないものであると思います。

事務局：佐久間

自治体名義では申請できない、というのが実態ですが、明確に何を除くとする表現ではな

い条文の文言を法務課と検討しています。

金丸委員

わかりました。議論のあった内容を加味して条文に落としていただくということでお願いします。では、4点目にうつります。

事務局：佐久間

4点目は、事業の妥当性審査のうち地域課題に関し、受益対象者が市川市民を超えて国民に広がるような事業の考え方について対象とすべきかどうかを議論いただいた際に、受益者が市川市を越えていても良いのではないかと意見が多数あったという件です。この点については、これから細かな審査項目を決めていく中で、地域課題の定義をするなど、審査項目の具体的な判断基準を定めていく予定です。皆さんから意見をいただき、国が行うべき事業と考えられるものを対象としないとは言い切れないので、引き続き、ご意見に沿うような審査基準を考えていきたいと思っているというのが現状です。

吉田委員

基本は、市川市の地域課題解決や、市川市民に裨益しているかをみるということです。9割は市川市の市民が裨益していて、1割が市川市からはみ出ている、というところまでを排除するというのは厳しいのではないかと思います。時間的余裕の問題ですが、条例上に記載する内容ではないですね。

事務局：佐久間

審査の基準としますが、条文に書かれることではありませんので、議論の時間はあります。

金丸委員

具体的に見えないのですが、このように書いたらどうかというようなご意見がありますか。

佐藤委員

具体的事業としては、「平和運動のような事業」ですね。このような事業は、過去は認めてきていますね。

吉田委員

市民に直接裨益するか、どうか。世界平和のための活動をしていて、その事業が直接、市川市民に裨益しているか、といわれると、していないとは言えないがちょっと遠いということですね。

金丸委員

大原則として、政治上の主義や、宗教を広めるというのは対象ではない、ということですね。

事務局：佐久間

はい、そうです。

吉田委員

例えば、インドの貧困問題を課題として活動しているようなケースを、今までの延長でカバーするのかどうか、ということですね。

原科委員

弾力的に考えれば良いのではないですか。

金丸委員

条文にはかかれませんが、審査項目、判断基準になってくるので、審査会に委ねるという点で気になりますが、今後、どのような形になるか確認していきたいと思います。

吉田委員

審査会の役割が重くなりますね。

金丸委員

そうですね。ある程度の線引きがされ、そのあとは審査会の判断になるということですが、よろしいでしょうか。引き続きの検討をしたいと思います。

では、次の点について説明をお願いします。

事務局：佐久間

次に、事業の妥当性に関する審査において、セミナー、相談会、勉強会、講習会、講演会、見学会などの事業においては、市民の受益者が20人以上必要としたところ、市民の数は過半数でもよいのでは、ないかとお指摘いただいた点についてです。受益者の人数を確認する方法も必要であり、過半数を求める場合は団体の負担が大きくなることが予想されるため、市民の最低受益者数は20人としたいと考えています。

佐藤委員

確かに、受益者の過半数が市民というのは現実的には難しいと思います。市民以外の受益者が増えているという課題はありますが、受益者を市民か、市民以外か、カウントするの



も現実的には難しいですね。

金丸委員

制度を簡素化するという趣旨に照らしても、受益者をカウントするのは難しいのではないのでしょうか。

事務局：佐久間

これは全ての事業が対象ではなく、セミナー、相談会、勉強会、講習会、見学会等、出席された方がアンケート形式で市内在住等に○をつけることができるような事業や催しに関して、市民の受益者が20名以上とすることとしたいという提案です。

原科委員

そういうことですね。では、20人で良いのではないのでしょうか。

金丸委員

では、この点についてはよろしいのでしょうか。では、次に(6)の説明をお願いします。

事務局：佐久間

今回は、補助対象の支出費目として無償ボランティアの弁当代、飲み物代を、一人600円とする(交流を目的とした事業での飲食代は除く)としていますが、審査委員のみなさまからのご意見をいただきことを改めて検討し、イベント等で提供する従事者用の弁当代、飲み物代に対する支出は、適正な支出がなされているか確認が難しいことから、対象外とする方向で考えます。

金丸委員

交流会などの食事代は一人600円を上限とし、それ以外の食糧費は認めないということですね。みなさん、この点については、いかがでしょうか。

小野委員

そのほうが良いと思います。

金丸委員

他の方はいかがですか。では、食糧費については、事務局の提案通りということにしたいと思います。

以上で、(1)から(6)までについては討議を終えましたが、引き続き、審査項目の基本方針について討議をして欲しいという点があるようですので、続けたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：佐久間

討議をお願いしたい事項の1番目です。参加費をとるべき事業として、セミナー、相談会、講習会、見学会等を想定していますが、他にどのような事業が想定できるでしょうか。市は、団体が補助金に頼らずに事業ができることを目指して、参加費の徴収が見込める事業については、収入を確保してもらう方向で活動していただきたいと考えています。

小笠原委員

食事会とかでしょうか。

原科委員

8ページには勉強会が入っているが、ここには入っていないので、人数を20名と規定するなら勉強会も入れたほうが良いですね。

小野委員

音楽会、鑑賞会、観劇等も必要なのでは。

佐藤委員

「外部から特殊技能を持っている人を招聘し報償費を取る場合」は参加費をとったらどうでしょうか。

吉田委員

そうですね、事業を列挙するときりがないので、先ほどの「外部から特殊技能を持っている講師等を招聘し報償費を取る場合の事業」という表現がわかりやすいですね。

外部の人に報償費を払うのであれば補助金（税金）を投入しているので、受益者負担も求めるという意味で参加費は取ってください。内部講師の場合は報償費に補助金（税金）は充てないので、参加費を取るかとらないかは団体に任せるということで良いのではないのでしょうか。

金丸委員

報償費を補助金（税金）として出すかどうかの一つのポイントになりますね。表現は先ほどのような形にして、例示として、相談会、講演会等をいれておくということをお願いします。

続いての点について、事務局から説明をお願いします。

事務局：佐久間

参加費をとるべき事業の場合に、収入が一定割合以上確保されていることを審査の項目に

入れることを考えています。この場合の一定割合とは何%が妥当か検討いただきたいと思っています。市では今のところ、10%で検討しています。

平成26年度の事業報告を調べたところ、参加費を取るべき事業と思われる事業で収入を確保できていない事業は20事業あります。同様の事業を行おうとすると、新しい制度では対象外となってしまうため、このようにパーセントを入れた方がよいか、また何パーセント程度が妥当か検討をお願いします。

吉田委員

参加費収入が何パーセントかということですか。1/2はもともと団体の負担ですよ。

事務局：佐久間

収入は会の会費ではなく、参加費や物販等で得たものとしています。会の持ち出し（会費から充当する）は含んでいません。

吉田委員

収入を分けて考える意図はなんですか。

事務局：佐久間

参加費などを取って事業をして欲しい、というのが第一。会からの持ち出しではなく、受益者負担ではないですが、参加した方からも参加費をもらって事業が展開できるようになって欲しいという意図です。

ただし、現時点では該当する事業を行っている団体の中で、参加費を全く取っていないのが20事業あるため影響は大きいです。

小野委員

今まではこの考え方は全くないですね。

小笠原委員

これは相手に理解されますか。納得いく説明がないと反発になってしまう。事業を継続的に行っていただきたいという市川市の親心なんだということが説明できないと、意地悪されている、排除されていると思われてしまうのではないかと心配です。

吉田委員

補助金に依存しないようにというのは大原則で、したがって、事業費の1/2という一定の負担を団体にしてもらっているわけです。その上で、1/2の団体負担、団体がどこからお金をかき集めてくるかという中の参加費だけに特別に条件を付加することが理解できません。

先ほどの議論で、報償費が出る場合は参加費をとる、受益者負担をしてもらいましょう、ということでしたよね。

原科委員

参加費を取っていない 20 の事業では報償費をだしていますか

事務局：佐久間

報償費の有無については確認していません。

金丸委員

20 事業の団体が、障害者、高齢者福祉等を目的とするものであれば、参加費を取る対象にならないですね。

事務局：佐久間

20 の事業は、例えば、団体 B、団体 C、などですが、高齢者福祉の団体も入ってしまっているの、もう一度精査します。

金丸委員

20 はないとしても、いくつかはある、ということであれば、先ほど小笠原委員がおっしゃったように、相手にどう伝えるか、という課題は残りますね。

小野委員

10%の根拠や事例等がありますか。

事務局：佐久間

10%は最低限という事で決めましたが、根拠、事例等はありません。

吉田委員

事業費総額の 10%ですか。例えば、団体 D の事業費総額は、160,000 円なので、10%は 16,000 円ということですね。新制度では支援金の上限が 300,000 円なので、10%で 30,000 円ということであれば、そんなにハードルは高くないでしょうか。

佐藤委員

ハードルは高くないですね。

金丸委員

参加費収入は、申請の段階ではあくまでもこのくらい見込んでいる、という数字で目標値ですね。実際には、事業が終わってみないと分からないので、現実的には基準として適用できないのではないですか。

事務局：佐久間

はい、申請段階では見込みとなります。ただし、4年目の継続時の審査では3年間の実績で判断されるものと考えています。

金丸委員

3年間このくらいの参加費が見込めると言っていたのに、実際にはできていない、継続は認めないというようなことですね。

原科委員

それは、制度を始める時に、相当丁寧に説明しないとイケないと思いますね。

金丸委員

厳密に適用するのではなく、これくらい取ってくださいね、という制度の理念に照らした呼びかけなら入れても良いのかな、と思います。イベントにもよるでしょうが、初めから参加費を取らない、のはやめて欲しい、ということですね。10%には根拠がないようですが、10%はどうですか。

佐藤委員

逆に参加費を取っているところがどれくらいか、金額はどうか、をもう一度確認し、整合性を取ったほうがよいのではないですか。その上で%は決めたほうが良いのではないかとと思います。参加費を取っている事業が10%といたら、いままでの参加費より少なくなるケースもあるかもしれないですよ。

小笠原委員

一定数の説明がないので、一定額とは、申請額の10%と入れたほうがよいと思います。

金丸委員

いくつか意見がでましたので、改めて整理していただきたいと思います。では、次の3点目につります。

事務局：佐久間

補助金の交付についての考え方ですが、補助対象経費の1/2を補助金とする考え方と、補

補助対象経費から事業収入を除いた額、すなわち事業に対する団体の純粋な自己負担額の1/2を補助金とする考え方の2通りが、現在、市の内部ですでにありますが、どちらが妥当かを皆さんに伺いたいと思います。

わかりにくいので例示をします。

補助対象経費の総額が60万円で、事業収入が30万円あった場合を想定します。従来の1%支援制度と同様に収入を考慮しない方式であれば、補助対象経費の1/2である30万円が補助額となります。一方、事業収入を除く考え方をとると、60万円から収入の30万円を引いた1/2が補助額となるため15万円となります。また、事業報告時に事業収入が40万円になり、収入と補助額の合計が補助対象経費総額を超える場合、補助額を減額することを考えています。収入40万円+補助金30万円の合計が70万円で補助対象経費総額の60万円を10万円オーバーしますので、上回った10万円分を返還してもらうということです。また、収入を考慮するケースでは、60万円から収入の40万円を引いた1/2が補助額となりますので、15万円の概算払いをしているうち5万円分を返還してもらうこととなります。今まで1%支援制度を運営する中では、このような収入と補助金が補助対象経費総額を上回るケースはありません。また、団体は補助額が大きい方を望むとは思いますが、市民から見て、どちらが理解を得られるのかという視点でみなさまからの意見をいただきたいと思っています。

小野委員

そもそも40万円の事業収入を見込める事業があるか。また、あったとしても収入の確認がとれなければ、操作して報告することもありえるではないか、と疑問があるので、私は今まで通りの方法が妥当ではないかと思っています。

吉田委員

団体が頑張って事業収入を得れば得るだけ補助金が減るとするのは、よくあるやり方ではありますが、一般的には団体が収入を得る努力をしなくなるといわれています。頑張っても稼いでも一緒じゃないか、であれば補助金をもらって、事業収入を拡大する努力をしなくてもいいや、というバイアスがかかることが問題になっています。3年後の団体の自立を促す点では逆効果ではないかと思っています。

金丸委員

制度の目的にも係るのではないのでしょうか。補助金額を減らす、返還をさせるというのは、制度の目的には合わないというご指摘ではないのでしょうか。

小笠原委員

私は今までの通りでよい、と思います。このような提案がなぜされたのか、なんのために

ということがあれば教えてください。

事務局：佐久間

市民の側からみた場合、純粋に団体が負担している自己負担額に対して補助をする方式のほうを理解が得られるのではないかという考え方です。

吉田委員

事業収入も団体の自己負担になると思います。収入は団体の努力の結果であり、そもそも1/2負担分をどのように集めるかは団体の努力です。よって、私は従来通りの方法がよいと思います。

原科委員

私もそれでよいと思います。

金丸委員

税金の使い方という観点で、収入分は補助の対象としない、という考え方もわからなくはありません。これだけ稼げるのだから税金で補助すべきなのか、という意見が市民の代表である議会から出てくる可能性もあり、抵抗もあるかもしれませんね。

佐藤委員

事業収入が増えるのは市民活動が活発になったという結果なので、逆に評価すべきではないかと思います。収入を得たことを評価しないということは、市民活動にとってマイナスの影響でしかないように思います。収入を評価しないことは、事業を一定の枠の中で納めてしまう、市民活動が大きく広がらないように思えます。この制度は市民活動を発展させようという趣旨なので、いままで通りの方法で良いのではないのでしょうか。

吉田委員

日本 NPO センターが、NPO の財源の特質性を内部と外部、対価性と支援性という軸でまとめています。会費収入は内部の支援性財源。自主事業収入は内部の対価性財源で自主努力によって集めたものと位置づけます。補助金は外部の支援性財源と位置づけています。補助金以外の部分は、団体の自己負担、努力の部分であり、同じ扱いをすべきものなので、事業収入だけを切り取って議論するものではないと考えます。

小野委員

現時点で、収入と補助金で補助対象事業経費を上回るような団体がなく、これからも予想されないようであれば、検討すること自体が非現実的ではないかと思います。多くの団体はまだ発展途上なので、実情を考えても今まで通りでよいのではないのでしょうか。

小笠原委員

一般的に事業は多くの場合給料がでています。1%事業で給料を計上しているところはありません。それは本来の経費として正しいものか考えて欲しいと思います。補助金を自分達でもらっちゃっているのではないかという発想は品がないと思います。一般的な事業費としても正しい計上ではない、経費としても正しい計上ではない、お給料もせず、お弁当代だけで働いてくれている人達がいるなかで、収入は補助の対象から減らすという今回の発想になることが理解できません。

金丸委員

別の視点からの意見をいただきましたが、多くの団体はまだインキュベーションの状態にあり、また、これまでも収入と補助金で補助対象事業経費を上回るといふ事例がないということであれば、今までと同じ方法で良いのではないかと思います。また、新しい制度の目的である、市民活動を支援して成長させることに照らして考える必要があります。事業収入が増えると補助金が減る、というのは本当によいのか。先ほどの議論にあった、参加費を取れ、と言いながら、取った分だけ補助金が減るといふことは相反することになると考えます。

原科委員

市民の活動を支援する気持ちがあるのか問いたい。市民活動がシュリンクすると思います。

金丸委員

審査会の結論は、事業収入を除かない、経費の1/2を補助するという考え方を選択するというところでよろしいでしょうか。(審査委員一同 承認)

では、最後の4点目にうつります。

事務局：佐久間

新しい制度では、審査の手引きに照らし審査をしていただくことを考えており、現在、手引きを作成していますが、どの程度の基準を作れば審査委員の方が審査できるか、現在の考え方で審査可能かどうかを教えてくださいたいと思います。

例えば、妥当性の審査基準の中に「市が事業の補助をすることに市民の理解が得られるか」という項目がありますが、検討している審査項目は3点、事業の方法、事業の目的、受益の範囲です。この観点で審査項目に3つとも○がついた場合はクリアしていると判断したいと考えています。

事業の方法は、市が同様の方法を用いた場合に市民の理解が得られるか

事業の目的は、市がその事業を行うことがふさわしいと思う目的を有しているか

受益の範囲は、複数の市民に受益が見込める事業であるかどうか。と定義しています。



これら3点をクリアした場合に、市が事業の補助をすることに市民の理解が得られるとするという考えです。この考え方でよいかご意見をいただきたいと思います。

金丸委員

これに関してご意見はありますか

吉田委員

1つめの事業の方法ですが、市民活動団体やボランティアグループと市のやり方は違って然るべきで、市が同様の事業をボランティアの人と同じ方法でやっていたら怒られるだろう、という考え方は、公益的活動についてもあてはまると思います。同じ方法でいいなら、市が税金でやれば良い、ということになると思います。

事務局：佐藤

補助事業は社会貢献活動ではあるが、税金を投入している以上、市民の同意を得る必要があると考えています。

吉田委員

社会貢献であること、すなわち市民にきちんと裨益していることは問う必要はあると思います。しかし、委託ではなく補助金の場合、民間の様々なやり方、着眼点を応援し公益に資するものとしようということであれば、手法が市と同じかを問う必要はないと思います。

事務局：佐藤

たとえば、ギャンブル性のある競馬のような手法でお金を掛けずに予想することで脳の活性化を図りましょう、という事業をした場合、市が税金を投入してやるべきものなのか、というようなことです。

事務局：佐久間

市がギャンブル性を感じられる方法を用いた事業をすることがふさわしいと市民の理解を得られるか、というところで、補助が妥当かどうかを判断することを考えていますが、吉田委員のご指摘は、市民活動団体の自由な発想等を妨げることになるとうことですね。

吉田委員

市が同様の事業をする場合という表現が、それならば市がやればいいのではないか、ということにならないでしょうか。同じやり方をするのであれば。

事務局：佐藤

事業としては、結果的に地域のコミュニティーをつくる、福祉に役立つというものであっても、たとえばマージャンを行っている、というような手法の場合に、市民から見た場合、補助に値するののかという疑問になるのではないかと考えています。

吉田委員

その部分はとても難しく、例えば、健康マージャンは「ねんりんピック」の競技にもなっています。だから健康マージャンはよいのか。では競馬はどうか、乗馬はいいのか、という、とてもグレーな部分だと思います。そのようなところで、厳密に市民の理解が得られるかと問われても分かりません。

事務局：佐藤

審査委員の皆さんには、市民の代表となって判断していただきたいと思っています。

原科委員

市がやる、というのは、公序良俗に反するかどうか、というような感じですか。倫理観とか常識的というような観点で判断した方がよいのではないですか。市が、というと別の観点からの議論になってしまうように思います。

小笠原委員

方法という言葉が誤解を与えます。事業の妥当性に関することの判断をする場合に、方法を問う必要があるのか疑問です。

佐藤委員

方法論を問う必要はない。方法論を論点にはならないと思います。質問自体が違うように思います。

小笠原委員

市にはできない、だから市民団体が埋めているということですよ。妥当性とうように変えたほうがよいのではないのでしょうか。

金丸委員

競馬はいいのか、というようなグレーなところを分かりやすく項目にする努力をされたと思うのですが、実際にはグレーの部分は審査委員によっても〇×が分かれる、捉え方が違うので、可視化、項目化するのはいいですが、判断が割れる時はどうするのかと思います。

小笠原委員

5段階評価にして、少しそう思う、そう思うなどのグレーの部分を残したらどうですか。  
○×の評価は難しいと思います。

吉田委員

相当数、わかりません、というのが多くなってしまうと思います。

事務局：佐藤

点数も何点以上ならよいか、など判断が難しくなると思っています。議論が分かれたものはみなさんで話し合いを持ってもらうように考えています。今後の審査会は人数が多くなると思うので、分科会を設け審査をおこない、意見の分かれたものを持ち寄って議論をしていただく方法を検討しています。いままでは市民の投票があり、事業を選択してよいかどうかの判断があり、市民が選ばなければ支援金は0ということもありましたが、今回は審査会で選んだものは、事業費の1/2、上限30万円までは補助金が出てしまう仕組みなので、あとで市民に公開した場合に市が補助をすることに妥当性がある、という点でこのような審査をしました、とブレのないようにしたいと思います。妥当性については、もっと沢山の項目を作る予定で、全ての項目で判断していきたいと思っています。これはその一つであります。

吉田委員

市民の理解を得られるか、という表現が疑問です。具体的に懸念されている事業がありますか。一つはギャンブル性ということですが。市民が疑問を感じるものに税金を投入してはいけないというのは、もちろん市民の方が納めた税金なので問題ですが、感じ方は、時代とともに変わっていくものだと思います、市民の感覚も変わっていく中で、審査会が決めていくのは難しいのではないのでしょうか。

佐藤委員

市民の理解を得られるかではなく、きちんと審査しているということが市民に分かるようにしていけばよいのではないのでしょうか。30、40の項目があるリストに○×△でチェックするなど。

吉田委員

でも、クレームはくる可能性はあるわけですね。市民の理解を得られると思って選んだけれど、だめというような。

佐藤委員

それはそうですね、なのでポイントを押さえてきちんと審査をしておくということです。

事務局：佐藤

私たちが聞いているのは、マーじゃん、政治がらみ、戦争、平和に関する活動などです。福祉の増進というサロン活動についても、そこに来ている人は楽しいかもしれないが親睦に留まり、本当にこれらの事業に税金を投入してよいのかという声があります。

全部○のものは問題なし。

グレーでも議論をした上で、○にした、ということが大事で、そこをわかるようにしたい。

原科委員

今まで出たような具体的な内容でチェックリストを作れば良いのではないですか。

議事録を公開する際は、団体名称も公開すべきです。

佐藤委員

対外的に審査をきちんとしているということを示す必要があるのであれば、チェックリストをもっと細かく作っていけばよいのではないのでしょうか。

金丸委員

市民の理解が得られるかは、実際に市民に聞いてみなくては分からないことですが、市民の投票がなくなったことで、市民の理解を得ることができているという点を補完する必要があり、その方法を検討しているということで意味はよく分かります。どう判断するかは問題ですが。

吉田委員

成果は公開しますか。

事務局：佐藤

申請と実績についての公表はしていきます。

金丸委員

この点については結論には至りませんが、出た意見を検討いただくということをお願いします。

事務局：佐久間

こちらで検討します。

金丸委員

では、検討する項目についてはこれで終了します。その他はありますか。

小野委員

質問ですが、今後のスケジュールと今後の審査会はどうなるのか教えてください。

事務局：佐藤

新しい制度については、予定通り 9 月に上程します。

審査項目は引き続き精査し、11 月に審査員のみなさんに見ていただき、審査ができるか確認いただきたいと思っています。今のメンバーの方に新しい制度の基準を決めていただきたいと思っています。11 月で結論がでない場合は、12 月にもう一度開催するかもしれません。

また、現在の審査会には、平成 27 年度の 112 団体の事業について、来年 5 月に実績審査をしていただく予定です。

新しい制度の審査会は、来年の 2 月から委員を募集する予定です。委員を 10 名以内とし、3 グループに分けて、1 グループで 50 件程度の審査をお願いし、問題のある案件を持ち寄って審査を行う方法を考えています。10 名の委員の内訳は、公募市民 3 名、団体推薦、学識の方 7 名の構成で考えています。

金丸委員

議題については以上で終了します。

その他について事務局からお願いします。

事務局：佐久間

みなさま、お疲れ様でした。ご討議をいただいた内容を参考に、9 月議会への上程を目指して新しい支援制度の設計を進めて参ります。ありがとうございました。

また、議会で承認された後に、新制度の審査の際に使用する、「審査の手引き」(案)をみなさまにご覧いただき、意見をお伺いする予定をしております。時期は 11 月中を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

金丸委員

それでは、これで本日の審査会を閉会します。お疲れ様でした。

以上